平成２３年（フ）第６５７号
兵庫県姫路市御立西３丁目11番20―７号
債務者　山本　知比（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６６０号
兵庫県加古川市米田町平津225番地の１　パル平津Ｂ―103号
債務者　村山　雅代
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６０号
岩手県奥州市水沢区星ガ丘町６番16号　菅勝アパート７号室、旧住所岩手県奥州市水沢区字堰合93番地２
債務者　永山　春夫（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第１８１号
福島県いわき市平塩字中島８番地の２、前住所東京都渋谷区笹塚１丁目21番23号　コーポキツタ101
債務者　小河原貴子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１４２７号
さいたま市南区大谷場２丁目１番13号
債務者　梅原　洋子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６９７号
埼玉県川口市上青木２丁目44番４号
債務者　櫻井　　功
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７２５号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１―32―205
債務者　脇本　直樹
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８０号
埼玉県桶川市寿２丁目４番３号　テスコビル402号、旧住所埼玉県行田市大字下須戸1365番地１
債務者　高井　啓介
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１０号
さいたま市桜区栄和４丁目５番35号　グリーンコーポ205
債務者　中山　克彦
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１９号
さいたま市南区四谷２丁目５番19号　四谷荘202号室
債務者　佐々木留四郎
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８２８号
神奈川県茅ヶ崎市小和田１丁目21番14―212号　ウィンディ湘南、申立時の住所埼玉県川口市青木５丁目８番11号　メゾンド奥山207号
債務者　吉成　幸雄
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３２号
さいたま市緑区大字中尾2017番地５　ヴィレッジ新藤Ⅲ102
債務者　角田実由貴
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４１号
埼玉県戸田市中町２丁目13番13―206号
債務者　小野　一美
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８５２号
埼玉県南埼玉郡宮代町百間６丁目612番地６
債務者　大久保美穂
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８７４号
さいたま市浦和区前地２丁目11番17号　川村ハイツ101
債務者　草薙　舞子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９１５号
埼玉県鴻巣市幸町３番地１　202号室コーポ幸
債務者　三浦　正博
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９２０号
埼玉県久喜市伊坂442番地
債務者　土屋　知子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係